

審議会等の設置及び運営に関する指針（抄）

第 7 会議の公開

1 会議の公開基準

審議会等の会議は、次のいずれかに該当する場合を除き、公開するものとする。

（１）会議において次のいずれかに該当する情報を取り扱う場合

ア 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の情報により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

（ア）法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報

（イ）人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

（ウ）当該個人が公務員等（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）第 5 条第 1 号ハに規定する公務員等並びに大阪市住宅供給公社の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務の遂行の内容に係る部分

イ 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体、地方独立行政法人及び大阪市住宅供給公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ウ 市長その他の執行機関の要請を受けて、公にしないとの条件で個人又は法人等から任意に提供された情報であって、当該個人又は当該法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

エ 公にすることにより、本市の機関等及び国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び大阪市住宅供給公社をいう。以下同じ。）の内部若しくは相互間における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあると認められる情報

オ 市長その他の執行機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

- (ア) 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- (イ) 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、本市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- (ウ) 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- (エ) 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- (オ) 本市が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- カ 公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じると認められる情報
- キ アからカまでに掲げるもののほか、法令又は条例の規定の定めるところにより、公開しないこととされ若しくは公にすることができないと認められる情報又は法律若しくはこれに基づく政令の規定による明示の指示等により公にすることができないと認められる情報
- (2) 会議において、行政処分の妥当性に関して審議等を行う場合
- (3) 会議を公開することにより、円滑な議事運営が著しく阻害され、審議等の目的が達成できないと認められる場合

2 公開の方法

審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、次のとおり当該会議の傍聴を認めること（当該審議会等における審議等の目的及び審議事項並びに会議の議事運営の状況に照らし、傍聴による場合では会議の公開の方法としての効果が乏しく、かつ、傍聴による場合に比してその効果が優れていると認められる別の方法がある場合にあっては、当該別の方法。以下「傍聴等」という。）により行うものとする。ただし、傍聴等による会議の公開が認められない場合は、会議の開催後速やかに、会議録又は議事の要旨を明らかにする書面（以下「会議録等」という。）を作成し、これを公開することによって行うものとする。

- (1) 審議会等において、あらかじめ傍聴を認める定員を定め、当該会議の会場に傍聴席を設けるものとする。
- (2) 傍聴者に会議資料を配布するものとする。ただし、1（1）アからキまでのいずれかに該当する情報が記録されているもの等については、この限りではない。
- (3) 会議を円滑に運営するため、審議会等において、傍聴に係る遵守事項等を定め、会場の秩序維持に努めるものとする。
- (4) 傍聴者は傍聴の遵守事項を守り、当該会議の議事進行を行う者の指示に従って、静穏に傍聴するものとする。
- (5) 会議に関する報道機関の取材に対して配慮するものとする。

3 公開・非公開の決定

- (1) 審議会等の会議の公開又は非公開については、この指針に基づき、当該審議会等において決定するものとする。
- (2) 会議の非公開の決定をした場合は、その理由を明らかにするものとする。